

税制調査会（第18回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成30年10月17日（水）16時10分～16時32分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

## ○中里会長

本日の総会では納税実務、資産課税、国際課税について議論を行いました。お聞きになったとおりです。

まず納税実務につきましては、前回の総会における議論を踏まえて、仮想通貨やシェアリングエコノミーなどの新しい経済取引に関して自主的な適正申告を促すための取組の状況について、事務方から説明がございました。

委員の皆様からは、適正課税の確保のためには、自主的な適正申告を促すための取組が重要であり、納税者が円滑かつ適正に申告を行うことができるよう、納税環境の整備を継続して推進していくべきだといった御意見を頂戴しました。

この問題につきましては、当調査会としても引き続き議論を行っていく必要があると考えておりますが、それぞれの分野における税制以外の枠組みや実際の取引慣行なども踏まえながら議論する必要がありますので、まず少人数の専門家会合を開催して外部の方の御意見も聞きながら議論を整理し、深めていくという方向にしたいと思っております。

この専門家会合に関し、先ほども申しましたとおり、メンバーの構成や具体的な進め方については、今後、その道の専門家でいらっしゃる、座長を引き受けていただいた岡村委員と相談しながら具体的に検討していきたいと考えております。

次に、二番目のテーマですが、資産課税につきましては、こちらも議論が活発に行われましたが、資産再分配機能の適切な確保や資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築、これを目的とした、それに向けた検討に着手いたしました。

前回の総会の際も申し上げましたが、検討に当たっては、25年度改正、施行は27年になっていますが、この効果を見極めつつ、税体系全般にわたる見直しの中で、こちらも十分な時間をかけることが必要なのではないかという考えを持っております。

最後に国際課税につきましては、BEPSプロジェクト等をめぐる最近の国際的な動向について意見交換を行いました。その中で、これは佐藤委員と岡村委員からお話も出ましたが、利子控除制限制度と移転価格税制については諸外国において対応が進んでいるというお話がございましたので、こちらも踏まえて、また日を改めてじっくりと議論することになりました。

次回、第19回総会は、個人所得課税に関し、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討に着手するとともに、法人課税に関し、連結納税制度について、簡素化を含め、見直しに向けた検討に着手することとしたいと思っております。いずれも専門的、技術的な事項を含め論点が実に多岐にわたるもので

すから、時間をかけて丁寧に議論を行っていくことが重要なのではないかと考えております。

以上です。

#### ○記者

今日の議論とは直接関係ないのかもしれないのですが、先日、総理が消費税率引上げを予定どおり実施すると表明されました。こちらに関しての受けとめをお願いしたいのと、あと増税対策として自動車保有にかかわる税負担の軽減についても指示がありました。どのような着地を期待されるか御見解をお願いできればと思います。

#### ○中里会長

消費税は来年の秋からですか。こちらについては、法律の中で平成31年10月1日に税率を引き上げることが定められているわけですし、総理はこのことをお踏まえになり、その際の移行、トランジションが円滑に行くように、納税者の方々、国民の方々に対する政治的な様々なケアについていろいろお考えになっているということをお話になられたのではとっております。こちらについては、税制調査会で理論的にどうこうということでもございませんので、国民の皆様のお気持ちを考えながら政治過程の方で方向性が具体的に決まっていくのではないかと思います。

#### ○記者

自動車の方税負担はいかがでしょうか。

#### ○中里会長

それは私には今のところよく分かりませんが、また考えておきたいと思います。

#### ○記者

資産課税の議論のところで何人かの委員の方から、要するに亡くなったのが貯まった、そういったものを行く行くは社会保障の財源とか、そういったイメージを持たれて発言されている委員の方々もいらっしゃいましたが、この議論は税だけではなくて他の議論ともいろいろ絡む分野だと思っております。どのように今後、どのくらいの時間をかけて議論していくべきテーマだとお考えでしょうか。

#### ○中里会長

立場によって考えが非常に分かれるテーマなのです。何が正しいというのを一律になかなか簡単に言うことは難しいのではないかと考えています。そうすると、今日のような様々な委員の方々から出たようなお考えもあるでしょうし、それから、田中特別委員のおっしゃった、中小企業の立場からの御意見もございまして、また、富裕層は富裕層で様々な考えをお持ちだと思うのです。そこで重要なのは、様々な方が様々な考えを持っている中で、これは利害調整の話ですから、そう簡単に理論的にどれが正しいとは言いきれない。だから、政治的な調整が必要だというように、政治過程というのは利害調整をするのが役割だと思いますので、そのように考えているわけです。

私どもは、そうは言っても、理屈の点で、これは変えた方が良いとか、これはこのままで良いのではないかというように、事実を整理していくつかのメニュー、方向性、つまり、行うとしたらこのような立場がございます、このようなやり方がありますということを申し上げるのが税調の役割としてスムーズに行くのではないかと今は考えています。

**○記者**

それは年内の税調の取りまとめでということになると理解してよろしいでしょうか。

**○中里会長**

これも、今日、二回目が終わったところで、いつまでにどのような形で何をということに関して、簡単に私の一存でお答えできるような問題ではない気がするのです。今、私がここでこうだと言っても、そのとおりになるとも限りませんし、様子を見ながら、委員の皆様の御意見を伺いながら、もう少し回数を次回なり何なりということでは会合を重ねた上で、自ずと決まる方向に決まっていくということでしょう。

だから、予め決めてしまって、それで突き進むというやり方もあるのですが、私は法律家ですから、個別的に具体的にこの問題をこうしていく、この問題はこうしていく、この問題はこうしていくという事例の集積の上に一定の方向性が自ずと出てくるのではないかという感じで、帰納法というのですか、そんな考え方でいつもいるものですから、なかなか新聞のヘッドラインには載りにくいのかもかもしれません。

**○記者**

資産課税の部分なのですが、資料を拝見していると、移転を進めるというか、資産移転の時期とか、そちらに焦点があるのかなと思ったのですが、委員の御議論を聞いてみると、どちらかというところ再分配をしっかりと行ってほしいという意見が多かった気もしますが、今後、どちらを重視して議論をリードというか、捌いていかれるのでしょうか。

**○中里会長**

私自身がこちらの方向性がいいと申し上げることはなかなか難しいテーマだと思います。これが国際課税の技術的な問題などであれば、私はその専門家であるということもありますし、それでも難しいですが、そのような問題よりは比較的方向性が示しやすいのですが、この問題はとにかく、お立場お立場で考え方が違うものですから、どのような方向にということについて、私個人がどうこう考えるかということでは突き進むというのは余り望ましくないのではないかと考えているわけです。

**○記者**

では、もし再分配の議論が委員からあるのであれば、それはしますよということですか。

**○中里会長**

再分配については一口に再分配といっても、どの程度、どなたからどなたへかとか、

細かな話になっていくと、これはこれでなかなか難しいわけです。だから、一般論として再分配、資産課税をやる以上、再分配についてはある程度扱うのかもしれませんが、その中身が具体的にどうなるかということに関しては、もう少し委員の皆様の御意見を聞いてみないと分かりにくいということだと思っています。

#### ○記者

今の資産課税のところで、委員の御発言に対して会長から、この場は負担をお願いするところですよというお話があって、お気持ちは分かりますけれどもとおっしゃっていたのですが、その際におっしゃったお気持ちというのはどのようなお気持ちを会長として分かったという趣旨でおっしゃったのでしょうか。

#### ○中里会長

これは、それぞれの委員のお立場でそれぞれのお考えがあるという意味でございます。分かるというのは、私がそれに賛成しているということでは決してなくて、そのようなお考えの方もいらっしゃるでしょうし、別のお考えの方もいらっしゃるでしょうが、それぞれのお立場を否定することなくお聞きいたしますという感じで申し上げました。

#### ○記者

死に金という表現が出ておりましたが、どのようにお考えですか。

#### ○中里会長

特定の方を批判するつもりはないのですが、いくら何でも人様のお金についてそのような言い方をするのはどうかと思うのですが、あくまでも委員の方は経済理論的におっしゃったのでしょうか。

私だったらそのような表現は絶対に使いませんが、理論的に経済理論をなさっている方と私みたいな現実の世の中の利害調整のような法律をやっている人間とは考え方が違ってくるのかもしれない。そこだけに着目してどなたかを御批判なさるとか、そのようなことはできればなさらないようにしていただきたいと思っておりますが、おそらく純粋に理論的に考えてこうだということにお思いになったのでしょうか。

#### ○記者

資産課税のところでお伺いしたいのですが、十分な時間をかけて今後も議論を続けていくということだと思っておりますが、一連の議論の中で、教育資金とか結婚資金の非課税の問題の話も出ていましたが、これは年末までに党税調とかでまとめる話だと思っておりますが、それまでに政府税調の方でも議論する場を設けることになるのですか。

#### ○中里会長

今日、最後のところで二つ、これは富裕層の内部の話ではないかという意見が割と強く出ていました。今はそういうところなのでしょう。今後どうするかは、またこれも神野会長代理やメンバーの方々と御相談してみないと分かりませんが、今は皆さんがお聞きになったとおり、あのような意見が出たという事実を踏まえていくというこ

となのでしょうか。

それについて、すぐ組織体としての政府税調としてどうするかということについても、また手続について、皆さんに対する御説明とか同意を得るとか様々なことも出てきますので、そう簡単ではないので、今は、委員の方々にこういう意見があったということを事実の問題として捉えればよろしいのではないかと思います。

#### ○記者

相続税のところで、土居委員だったかと思うのですが、基礎控除だけではなくて、そもそも評価減の方で課税されなくなっている部分がどうなのだという話があったと思うのですが、このあたりはやはり見直しの余地がありそうだという御認識でしょうか。

#### ○中里会長

これも人によってお考えが違うのですが、相続税の評価をはじめとして、実に財産の評価は物すごく難しいのです。適正な時価と一口に言っても、具体的に何が時価かというのは、簡単な話ではなくて、これは評価減しているからけしからぬと、そう簡単に言えないような場合もあるかもしれませんし、資産税の一番難しい点は、評価の問題をどのようにクリアするかということで、20世紀の初めぐらいですか、Bonbrightという方の『Valuation of Property』という三巻本か何かの資産評価だけ扱った本があって、若い頃、こういうことを一生やるのは大変だろうと真面目に恐怖に感じた覚えがございますので、おそらく、理論的にいうのは簡単なのですが、具体的にはそう簡単にこれが適正な評価だといえないような場合が出てくるのではないかと思います。それを踏まえた上で、できるところをできる範囲で、できる順番でとなっていくのではないのでしょうか。

#### ○記者

ということは、現時点でそこが行き過ぎて税を余り負担してもらっていないのではないかとといった問題意識までは持ってらっしゃらないということですか。

#### ○中里会長

それも調べてみないと分からないのですが、場合によってはそういう例外的に極端な場合というのものもあるのかもしれませんが。ただ、私がその評価の実務をあまり知らないものですから。

#### ○記者

評価の話が出たので、最後の国際課税の議論の中で、いわゆる評価困難な無形資産についてのお話も出たと思うのですが、また別の問題だと思うのですが、OECDで議論されてはいると思うのですが、評価困難な無形資産の評価のあり方の今の議論の状況について先生に伺いたいです。

#### ○中里会長

この点については、もう評価困難でありますというように正面から居直られてしま

うとどうしていいか分からないですが、無形資産というのは、特許などそうですが、こういう特許、こういう特許、それぞれ全く別のものですね。それについて時価といっても、車だったら様々なメーカーの車、似た点と違う点がありますから時価というものが割と出やすいと思うのですが、この特許とこの特許を比べて、価格が適正かどうかなどと言われても、相互に比較可能なものではないから特許なのでして、そう簡単に時価がどうか言えない、だから、評価困難なのだと思うのです。

これは知的財産権に内包される最も難しい問題でして、だから、どうしたらいいのか。理論的には将来キャッシュフローを割り引いてというのですが、では、その将来キャッシュフローの予測をどうするのかとか、割引率をどうするのかなどは、そんな簡単な話ではございません。だから、まず理論的なところについてどこまでどうなのかということをおECD等で議論していただく。それを具体的に適用する段階になると途端に、これはどうしたらいいのだろう、こういう場合はどうしたらいいのだというのがいっぱい出てくると思うのです。そうすると、やはり時間がかかるのだと思うのです。では、時間がかかるから何もしなくていいかということ、そういうことではなくて、目に余るような、これはいくら何でもひどいのではないかというものがあつたら、それについて少しずつ手を打って行って議論は別途続けていくという、そういう現実的なアプローチしか方法はないのではないかと思います。少しフラストレーションが溜まりますが、そのフラストレーションに耐えるということが制度設計のプロの宿命でしょうから、ひたすら頑張りたいと思っています。

○記者

よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

○中里会長

どうもありがとうございました。

[閉会]